

第三者行為届出票

年　月　日

青梅市長 殿

届出者 氏　名
(名称・代表者の氏名)

電話番号

国民健康保険法第113条の2第1項および高齢者の医療の確保に関する法律第138条第1項の規定にもとづき、下記のとおり連絡します。

記

| | |
|---------|--------------------------------------|
| 氏　名 | |
| 生　年　月　日 | 大・昭・平・令・西暦　年　月　日 |
| 住　所 | 青梅市 |
| 傷病の原因 | 交通事故・けんかおよび傷害・他人のペットによる咬傷・食中毒・その他() |
| 傷病の発生日 | 年　月　日 |
| その他の事項 | |
| 担当者名 | (電話番号：) |

(資料の提供等)

第百十三条の二 市町村は、被保険者の資格、保険給付及び保険料に関し必要があると認めるときは、被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項、被保険者の保険給付を受けた事由が第三者の行為によつて生じたものであることを確認するために必要な事項、被保険者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主の資産若しくは収入の状況又は国民年金の被保険者の種別の変更若しくは国民年金法の規定による保険料の納付状況につき、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係者に報告を求めることができる。

(国民健康保険法第113条の2)

(資料の提供等)

第百三十八条 後期高齢者医療広域連合は、被保険者の資格、後期高齢者医療給付及び保険料に関して必要があると認めるときは、被保険者の後期高齢者医療給付を受けた事由が第三者の行為によつて生じたものであることを確認するために必要な事項、被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産若しくは収入の状況又は被保険者に対する第百七条第二項に規定する老齢等年金給付の支給状況につき、市町村その他の官公署若しくは年金保険者に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

(高齢者の医療の確保に関する法律第138条)